

令和4年度 第2回 宮崎市福祉有償運送運営協議会議事録

(令和4年12月22日開催)

発言者	発言内容
事務局	<p>《1 開会》</p> <p>【会の成立】</p> <p>本日は委員7名と代理1名の出席。</p> <p>設置要綱第5条第5項の規定で、協議会は、半数以上が出席しなければ開会することができないことになっている。ついては、本会議が成立していることを報告する。</p> <p>協議会設置要綱第5条第2項の規定で、会議の議長は会長が行うこととなっているため、これより楠田会長に会議の進行をお願いする。</p>
会長	<p>《2 議事》</p> <p>本日は、報告案件が2件、協議案件が6件となっている。</p>
	<p>【報告案件】</p> <p>(1) 車両の減車について</p>
事務局	<p>事務局説明</p> <p>1事業所から1台の報告。</p> <p>減車の理由は運転者の退職によるもの。</p> <p>⇒特段の質問等なし。</p>
	<p>(2) 車両の入替について</p>
事務局	<p>事務局説明</p> <p>2事業者から2台の報告。</p> <p>登録運転者による持ち込み車両の入替で、車種や運転者の変更はないため、運転免許証と運転記録証明書の情報は記載していない。車両については、保険内容や車検証の期限など、必要な要件を満たしていることを事務局にて確認している。</p> <p>⇒特段の質問等なし。</p>
	<p>以上で報告案件を終了する。</p>
	<p>【協議案件】</p> <p>(1) 福祉有償運送登録事業所の新規登録について</p>
事務局	<p>事務局説明</p> <p>一般社団法人 コンパス娘息子代行サービスより新規登録の申請。</p> <p>一般社団法人 コンパス娘息子代行サービスは、埼玉県に本部を有してお</p>

発言者	発言内容
	<p>り、今回、宮崎県で新たに福祉有償運送の事業を開始されるとのことである。実施事業所である宮崎支部については、大島町に事業所を有する。</p> <p>運送の区域は宮崎市で、運送する旅客の範囲は、身体障がい者と、要介護認定者である。</p> <p>登録利用者については、身体障がい者の1・2級所持者が3名、要介護3・4の認定を受けている方が4名、計7名である。</p> <p>いずれの皆様も、宮崎市福祉有償運送運営協議会協議指針の運送の対象者としての要件を満たしていることを事務局で確認している。現時点で、単独での移動が困難かつ単独では公共交通機関を利用することが困難であり、福祉有償運送の必要性が生じていると考えられる。</p> <p>運送に使用する車両については、兼用車が1台、セダン車が1台であり、すべて保険内容や車検証の期限などの要件を満たしている。</p> <p>車両所有者については、株式会社トーフクとなっており、無償で使用するごとの契約を交わしている。</p> <p>運送料金については、距離制ではなく時間制での設定をされており、10分まで350円、以後5分当たり150円となっている。国の示す時間制におけるタクシー運賃の上限と比較して、概ね1/2以下であることを確認している。</p> <p>運転者は3名で、いずれも第2種免許を所持しており、福祉有償運送運転者講習については不要となっている。また、AさんとBさんについては訪問介護員（ホームヘルパー）の資格を有していることから、セダン車での運送も可能である。</p> <p>運転者違反歴については、3名とも3年間無事故無違反であるとのことであるが、運転記録証明書により追って確認する。</p>
会長	委員からの意見等はないか。
G 委員	施設と自宅間の運送になるのか。
コンパス	自宅から病院や買い物、墓参り等の運送を考えている。
A 委員	定款にあるタクシー事業も行っているのか。
コンパス	(株)リハプライムが行っている事業であり、(一社)コンパス娘息子代行サービスでは行っていない。
A 委員	料金設定を時間制としているが、この点について説明を。
コンパス	最短距離ではなく利用者の要望に沿った道順で運送する場合、時間制の方がより料金が明確になると考え時間制を採用した。

発言者	発言内容
A委員	通常のタクシー運賃における時間制については、観光や葬儀等、距離よりも運転手の拘束時間が長い場合、人件費が高む場合に適用される。福祉有償運送の対価については人件費を除いた部分であるべきだと考えている。時間制運賃は人件費が高む場合に適用していることを考えると、福祉有償運送に時間制運賃は馴染まないのではないかと。
コンパス	人件費として捉えているわけではないが、距離制への変更も検討したい。
D委員	対象者は車への乗り降りに時間がかかる場合も多いと考えるが、乗降時間も料金に含まれるのか。
コンパス	乗車してから目的地に着くまでの時間の料金になるため、乗降時間は料金に含まれない。
C委員	渋滞に巻き込まれる可能性もあり、時間制で利用者に影響がないか心配である。 車両が㈱トーフクからの借用とのことだが、車両への表示(ステッカー)については(一社)コンパス娘息子代行サービスになるか。
コンパス	ステッカーの表示は(一社)コンパス娘息子代行サービスとなる。
H委員	他県でも福祉有償運送を実施しているとのことだが、料金体制は時間制なのか。
コンパス	全て時間制で運行の申請をしている。
H委員	㈱トーフクのデイサービスは障がい者と高齢者どちらが対象か。
コンパス	介護保険を使ったデイサービスであるので、高齢者を対象としている。
H委員	㈱トーフクの車両が余っているため借用するのか、㈱トーフクのデイサービスでも同じ車両を使用することはあるのか。
コンパス	デイサービスは主に朝と夕方に送迎時間が決まっているため、それ以外の空いている時間を利用し、高齢者の外出支援、地域貢献を行っていききたいと考えている。
H委員	運転者はヘルパーの資格を有しているようであるが、㈱トーフクのデイサービスとの兼務というようなことがあるのか。

発言者	発言内容
コンパス	兼務することになる。福祉有償運送においても、介護の知識を有している職員が行うことで利用者の安心に繋がると考えている。デイサービスの最低人員を確保しながら、空いている職員が対応するという考えである。
E委員	車両を㈱トーフクから無償で借用することであるが、(一社)コンパス娘息子代行サービスの福祉有償運送中に起きた事故等の補償はどのように対応するのか。
コンパス	車両保険で対応する。
E委員	保険の内容については㈱トーフクが事業を行う場合のものであると考えられるが、(一社)コンパス娘息子代行サービスの事故等についても同様に補償されるのか確認したい。
コンパス	確認する。
E委員	非常に重要な点であるため、(一社)コンパス娘息子代行サービスの事故等が対象外である契約内容である場合は見直しをお願いしたい。
G委員	視覚障がい者の運送もあるか。
事務局	利用者の中に視覚障がい者の方もいらっしゃることから、運送は想定される。
G委員	同行援護を行うための研修を受ける必要はないか。
事務局	介護保険を対象にしているということで、同行援護等障がい福祉サービスの給付を受けていないことも考えられる。
A委員	㈱トーフクの車両が使用できない状況になった場合、他の車両を準備することは可能なのか。
コンパス	現状では難しい。
A委員	車両を借用する場合、名義変更の必要性等、協議会として認定してよいものか心配である。
G委員	車両が使用できなくなると利用者への影響が大きい。事業に継続性があるのか。

発言者	発言内容
事務局	時間制料金体制や借用車両の可否について、協議会で判断できるものなのか等、事務局で再度整理をしたい。
会長	<p>本件については問題点について事務局で整理し、継続審議としたいがいかがか。良い方は挙手を。  (全員挙手)  本件については継続審議とする。</p>
事務局	<p>(2)利用料金の変更について</p> <p><b>事務局説明</b>  特定非営利活動法人 一会からの申請。  これまでの乗車距離1kmあたり 30 円から、乗車距離1kmあたり 40 円に変更するもの。  タクシー運賃の一覧表と比較しても概ね1/2以内になっており、妥当な範囲での変更と思われる。</p>
会長	<p>協議(2)「利用料金の変更について」承認して良い方は挙手を。  (全員挙手)  本件については承認とする。</p>
事務局	<p>(3)車両の増車について</p> <p><b>事務局説明</b>  2事業所から合わせて6台の申請。  一会からは、登録運転者の増加に伴う持込車両 1 台の増車申請。運転者の方は過去2年間において免許停止の処分は受けておらず、運転者の要件を満たしている。車両についても、すべて保険内容や車検証の期限などの要件を満たしている。  巴会からは、登録運転者の増加に伴う持込車両1台の申請が上がっており、いずれも要件を満たしている。</p>
会長	<p>協議(3)「車両の増車について」承認して良い方は挙手を。  (全員挙手)  本件については承認とする。</p>
事務局	<p>(4)運送対象者の認定について</p> <p><b>事務局説明</b>  福祉有償運送については、協議指針のなかで対象となる手帳の等級な</p>

発言者	発言内容
	<p>どを定めているが、それらの要件を満たしていないものの、単独での公共交通機関の利用が困難で、福祉有償運送が必要な場合がある。そのような方について、協議会において福祉有償運送の必要性を審議することとなっている。</p> <p>なお、協議会の開催は年2回であり、協議会で承認されるまで利用希望者がサービスを利用できない状況が発生してしまうため、協議会に諮るまでは事務局にて仮登録を行い、その後の協議会で本登録を行うこととしている。</p> <p>2 事業所からあわせて 3 名の申請である。</p> <p>巴会からは2名の申請。</p> <p>対象者は身体障がい者3級と精神障がい手帳2級を所持している方と、身体障がい者3級を所持している方で、いずれも外出介護等の障がい福祉サービスを受給している。</p> <p>精神的に非常に不安定であることや、運賃の支払が困難であることから、単独での外出が困難な状況である。</p> <p>提出された申請書の調査項目や、事業所への聞き取りから単独での公共交通機関の利用は難しいと判断し仮登録を行った。</p> <p>WelfareJackMIYAZAKI からは 1 名の申請。</p> <p>対象者は身体障がい者手帳3級と精神障がい者手帳の 2 級を所持し、外出介護等の障がい福祉サービスを受給している。</p> <p>突発的な行動を起こすことがあり、また面識のない人との会話ができず、運賃の支払も介助が必要であることから、単独での外出が困難な状況である。</p> <p>提出された申請書の調査項目や、事業所への聞き取りから単独での公共交通機関の利用は難しいと判断し仮登録を行った。</p>
会長	<p>協議(4)「運送対象者の認定について」承認して良い方は挙手を。 (全員挙手)</p> <p>本件については承認とする。</p>
事務局	<p>(5)セダン利用対象者認定について</p> <p><b>事務局説明</b></p> <p>福祉車両ではなくセダン車で運送する場合に協議会で承認を受けなければならないとしているが、協議会に諮るまでは事務局にて仮登録を行い、その後の協議会で承認されたのち、本登録を行うこととしている。</p> <p>2 事業所からあわせて 6 名の申請である。</p> <p>宮崎市視覚障害者福祉会からは 3 名の申請。いずれも視覚障がい1級または2級の手帳を所持しており、同行援護サービスを受給している。下肢障がい等はないため、セダン車への移乗が可能で座位も保てるためセダン利用で問題ないと判断し、仮登録を行った。</p>

発言者	発言内容
	<p>にここ介護サービスからは3名の申請。いずれも視覚障がい1級または2級を所持しており、同行援護サービスを受給している。下肢障がい等はないため、セダン車への移乗が可能で座位も保てるためセダン利用で問題ないと判断し、仮登録を行った。</p>
会長	<p>委員からの意見等はないか。</p>
E委員	<p>61歳男性について、延岡市在住とのことであるがどのような状況か。</p>
事務局	<p>延岡市から宮崎市の明星視覚支援学校での会議へ出席する際、駅から学校までの移動について、単独での公共交通機関等の利用が困難であるため福祉有償運送を行うものである。</p>
会長	<p>協議(5)「セダン利用対象者認定について」承認して良い方は挙手を。 (全員挙手) 本件については承認とする。</p>
事務局	<p>(6)運営協議会の書面開催について</p> <p><b>事務局説明</b></p> <p>宮崎市福祉有償運送運営協議会については年に2回の頻度で開催し、福祉有償運送の必要性や適正な運営の確保のために様々な協議を行っているが、協議会での議決が必要な事項について、次の協議会開催時期の関係から手続きに時間を要する事例もあり、一部の実施団体からは円滑な運用について要望をいただいているところである。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症拡大により対面での協議会開催が困難となり、やむを得ず書面開催とした事例もあった。</p> <p>以上のことから、協議会の書面開催について要綱改正を行い、必要な事項について定めることの可否について、ご意見をお伺いするものである。</p> <p>書面開催の位置づけとしては、対面での協議が必要ないと判断される事項等について、また対面での協議会開催が困難であると認められる場合において、書面によって委員の賛否を確認し、運営協議会の議決に代えるものと考えている。</p> <p>書面開催の成立要件としては、会議開催時の要件に準ずるものとしたい。</p> <p>書面開催で取り扱う議題例としては、「増車」ただし、運転者に重大な違反歴がない等、特段の問題なく要件を満たしている場合のもの。また、「複数乗車」ただし、国が例示する複数乗車の要件のうち、宮崎市の協議会においても承認した実績のある事例の場合。例えば同居親族の乗車地・目的地が同一である場合の輸送等を想定している。</p> <p>以上の内容について、設置要綱に「書面開催」の条項を追加し、協議内容が</p>

発言者	発言内容
	<p>軽微なものである場合や、緊急またはやむを得ない場合において、会長が書面によることが適当と認められた時に、書面または電子的記録により委員に対して賛否を求め、その結果をもって協議会の議決に代えることができるように改正を行いたい。</p>
会長	<p>委員からの意見等はないか。</p>
C委員	<p>年2回の協議会は維持しながら、それ以外に必要なに応じて書面協議を設けるということか。</p>
事務局	<p>そのとおりである。</p>
C委員	<p>他の委員の意見を聞きながら対面で協議をすることの重要性は高い。しかし、軽微な内容の協議であれば、書面協議でも差し支えないと思われる。</p>
会長	<p>事務局提案の設置要綱改正について承認して良い方は挙手を。 (全員挙手)</p>
会長	<p>本件については承認とする。</p>
会長	<p>以上で議事は終了する。 委員の皆様の活発な協議に感謝する。</p>
事務局	<p>《3 その他》 最後、「その他」となるが、委員より何かあるか。</p>
事務局	<p>《4 閉会》 以上で、令和4年度 第2回宮崎市福祉有償運送運営協議会を終了する。</p>